

審査の結果の要旨

氏名 胡 韋

本論文は、特許権者である企業が原告として特許訴訟を行う際に遭遇する様々なリスクに関わる諸問題について研究を行ったものである。自ら発明し、特許を保持し事業を行おうとするイノベーターが、他社から権利侵害を受けることで、やもうえず権利行使を行う際に遭遇する様々なリスクについて研究を行ったものである。

具体的には日米中三カ国の特許侵害訴訟を分析対象として、そこで訴訟の根拠とされている特許と紐づけを行って、特許価値が特許訴訟における認容額に与える影響と、訴訟に関わる特許の特性や、どのような企業または特許が侵害訴訟に遭遇することになるのか、またそのような訴訟が企業に対する影響はどのようなものかなどについて分析を行った。

3か国の認容額の比較研究の結果からは、日本、中国、米国では、特許の認容額の決定要因が異なり、特に日本の場合には技術的価値をより重視した認容額の決定がなされていると考えられることや、米国の懲罰的賠償は陪審員制度と深く結びついており、裁判官の裁判では有意な差異がみられないことなどの観測事実を得た。

また、特許権行使を行い訴訟に関与する特許や企業の特性を明らかにする分析においては、技術的価値と結びついている前方引用数の高い特許や、私的な経済的価値と結びついていると思われるファミリーサイズの大きな特許については、特許レベルでも企業レベルでも有意な要因であることが明らかとなった。

また原告中小企業の特許活動に対して、特許訴訟が与える影響についての分析については、原告中小企業は、特許訴訟が提起されて以降、特許出願件数が有意に減少するが、特許の被引用数で評価される価値は逆に上昇すること、これらの影響は特に高額訴訟においては著しいこと、その影響は訴訟直後から一定期間認められるが、5年程度で元に戻ってしまうことなどが明らかとなった。

本論文に関して、審査委員からは新規で有用な興味深い研究であると評価される一方、審査委員からは、背景となっている訴訟と和解に関して日米比較で言われている実務的見解などが紹介されていないため、論旨が明確でない部分があること、訴訟に至る条件が国ごとに相違するだろうとして仮説をたてたところ、おおむね国によって大きな相違がなかったとする結論の関係が十分説明されていない部分があること、技術経営的な観点から論文の意義をより具体的に

に示すべきであるとする意見、などの指摘があったものの、特に本論文は中国における特許侵害訴訟を各国と比較した実証分析として初めての研究であるといえ、その点学術的価値は高く認められることなどから、本論文は、博士（工学）の学位請求論文として合格と認められるとの結論を得た。